

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（略称：環境配慮促進法）

（平成 16 年法律第 77 号）（平成 27 年 8 月 1 日（基準日）現在のデータ）

e-Gov（法）：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416AC000000077_20150801_00000000000000

e-Gov（政令）：環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第 2 条第 4 項の法人を定める政令
 （<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417CO000000042>）

環境省 HP：https://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/index.html

条文が 16 条の法律です。環境配慮等の状況の公表を義務づけられる**特定事業者**は、特別の法律によって設立された法人の中から政令で定められた国立研究開発法人、独立行政法人、国立大学等に限定されています。民間企業は含まれていません。

条項	条文	種類
第 1 条	<p>（目的）</p> <p>この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>	目的
第 2 条第 4 項	<p>（定義）</p> <p>この法律において「環境報告書」とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。</p>	定義
第 4 条	<p>（事業者の責務）</p> <p>事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。</p>	責務規定
第 12 条	<p>第 4 章 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供</p> <p>事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行うように努めるものとする。</p>	責務規定